

合は厚生年金 5.1%、国共済 3.9%、地共済 7.5%、農林年金 1.5%、私学共済 1.4%、国民年金 5.6%であった。

注 支出のうち保険料収入・運用収入等で賄わなくてはならない分。

○受給者数 ー各制度とも将来見通しを下回る実績ー

受給者数は、各制度とも実績が将来見通しを下回った(本文表 47)。下回る割合は厚生年金 1.9%、国共済 2.4%、地共済 2.7%、私学共済 14.8%、農林年金 11.0%、国民年金 1.6%であった。

○年金扶養比率 ー将来見通しを下回った厚生年金ー

年金扶養比率は、厚生年金、国共済、地共済では実績が将来見通しを下回った(図 3、本文表 55)。下回る幅は、厚生年金が大きく 0.21 ポイントであった。

○総合費用率 ー国共済以外は将来見通しを上回るー

総合費用率は、国共済以外の各制度で実績が将来見通しを上回った(図 4、本文表 57)。上回る幅は農林年金が最も大きく 1.3 ポイント、次いで私学共済 0.6 ポイント、厚生年金 0.5 ポイントである。一方、国共済は実績が将来見通しを 0.9 ポイント下回った。

○積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析

積立金は、国共済では実績が将来見通しを 0.7%上回ったものの、国共済以外の被用者年金では実績が将来見通しを 3%程度下回った(本文表 62)。これは、主として「名目運用利回りが将来見通しと異なったこと」がマイナスに寄与したことによる。

(「実質」で見た財政状況)

このように、13 年度末積立金が将来見通しより実績の方が下方に乖離したのは「名目賃金上昇率が将来見通しと異なったこと」により生じている。

そこで、各年度の乖離について、財政的にあまり影響がないと考えられる部分を除いてみると、すなわち、実質的な運用利回り、名目賃金上昇率以外の経済要素、人口要素等だけでみると、各制度ともプラスの乖離となっている。ただし、この分の積立金のプラス方向への乖離幅は、保険料率に換算すると、どの制度とも概ね 100 分の 1% のオーダーでしかない。

目 次

はじめに	1
第1章 公的年金の概要	2
1 考え方・仕組	2
2 種類	2
3 体系（国民年金と被用者年金との関係）	2
4 一元化の推進	3
5 財政方式	3
第2章 財政状況	5
1 財政収支の現状及び推移	5
2 被保険者の現状及び推移	21
3 受給権者の現状及び推移	28
4 財政指標の現状及び推移	43
第3章 平成11年財政再計算結果との比較	55
1 財政再計算結果と比較する趣旨	55
2 財政収支の実績と将来見通しの比較	58
3 財政指標の実績と将来見通しの比較	72
4 積立金の実績と将来見通しとの乖離の分析	81
付属資料	
・長期時系列表	99
・用語解説	107

参考資料

はじめに

本報告書は、平成 13 年度末における我が国の公的年金の財政状況をとりまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成 13 年 3 月 16 日）等の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」等を行うため、社会保障審議会に設置された部会である。

これまでに毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、部会議事の公開、資料・議事録の厚生労働省ホームページへの掲載を通じて、その内容を国民に広く提供してきたところである。しかしながら資料が制度別となっており、各制度の財政状況を横断的に俯瞰できるものとはなっておらず、また、年金財政を理解するためには、基礎年金制度の仕組や昭和 60 年改正前の旧法年金の取扱いなどに関する知識も必要である。そこで、各制度から報告された資料をもとに、各制度の財政状況が一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組の説明とともに現状分析及び前回財政再計算との比較を行ったものが本報告書である。

年金制度は現在、平成 16 年の改革に向けた動きが急である。厚生労働省の年金制度改革案「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」が 11 月に公表された後、各方面での議論や、与党での協議が行われ、制度改革が織り込まれた来年度予算案がまとめられた。公的年金は今や高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な存在であり、国民の関心が極めて高いものとなっている。今後も、年金改革に向け、国会を始め様々な場で論議が盛んに展開されよう。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度改革に資することができれば幸いである。

第1章 公的年金の概要

1 考え方・仕組

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、我が国では、現役世代の保険料により現在の高齢者の年金給付を支え、現役世代が将来高齢者となったときには、次の世代の保険料によって年金給付を受けるという考え方を基本としている。

2 種類

公的年金は、現在、国民年金と厚生年金保険、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の3つの共済年金から成る。かつては日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合による共済年金（旧三公社共済年金）、農林漁業団体職員共済組合による共済年金があったが、平成9年4月に旧三公社共済年金が、それぞれ厚生年金保険に統合され、さらに平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合による共済年金が厚生年金保険に統合されている。本報告書は平成13年度までの状況を取りまとめており、農林漁業団体職員共済組合による共済年金も含めたものとしている。以下、国民年金、厚生年金保険及び4種類の共済年金のことをそれぞれ「国民年金」、「厚生年金」、「国共済」、「地共済」、「私学共済」、「農林年金」と呼ぶことにする。厚生年金以下の各年金は、被用者を被保険者とする年金で、被用者年金と総称する。

3 体系（国民年金と被用者年金との関係）

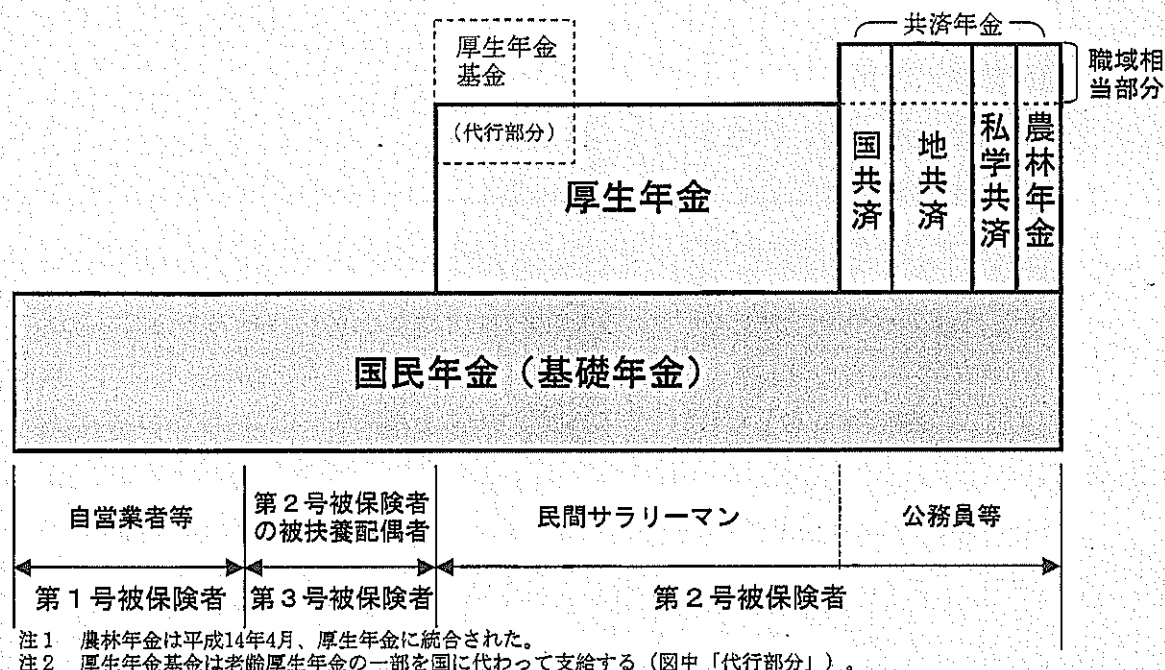
公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者は国民年金の第2号被保険者となり^ニ、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給

する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65 歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図1 公的年金の体系



4 一元化の推進

公的年金については、現在、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し安定化と公平化を図るため、一元化の推進が図られている（平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」）。具体的には、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとされている。先に述べた平成14年4月の農林年金の厚生年金への統合などは、一元化推進の一環である。現在も上記閣議決定に従い、国共済と地共済については財政単位の一元化が、私学共済については保険料引上げの前倒しなどが、関係者で検討されている。

5 財政方式

公的年金は、先に述べたように、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養（賦課方式）の考え方を基本として運営されており、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。